

令和8年度関係人口創出モデル事業 委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度関係人口創出モデル事業

2 目的

人口減少を起因とした担い手不足によって地域の活力維持・創出が困難になっている現状を踏まえ、地域外人材を呼び込み、地域づくりの一翼を担う「関係人口」を創出するモデル事業を実施し、持続可能な地域の実現を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業内容

地域外から人を呼び込むためのイベント「第2回モルック久万高原まんてんカップ」を開催するとともに、食や観光などの地域資源を活用して地域への愛着を形成し、外部人材の関係人口化を推進する。

(1) 「第2回モルック久万高原まんてんカップ」の開催

インクルーシブスポーツとして近年注目されている「モルック」の大会を開催し、年齢や性別、居住地や職業等を問わず多様な立場の人々の参加を募り、地域内外の人々の交流を図る。

① 開催時期

令和8年7月～11月の間

② 開催場所

久万高原町内

③ 参加者

町内外から40チーム以上（1チームあたり5名程度）を受け入れる。

④ その他

- ・開催日時及び場所を明記すること。
- ・雨天（気象警報発令や荒天を除く）時でも開催可能な代替会場を確保すること。
- ・競技団体と連携し、必要に応じて審判員等競技に関する知識を有するスタッフを配置すること。
- ・地域資源を活用した参加賞や記念品等で地域への愛着を深めること。
- ・必要な資機材や人員の数及び調達方法についても提案内容に記載すること。
- ・第1回大会で製作した大会ロゴタイプ、テントサイン（幅5200mm×高さ1900mm）等を有効に活用すること。

(2) 地域体験ツアーの実施

上記(1)の大会参加者に長く地域に滞在してもらうことを目的に、大会前日又は翌日に当該体験ツアーを実施し、より深い地域への理解・愛着形成を図る。

① 内容

- ・久万高原町内において、食や自然、地元住民との交流を通じて、地域ならではの体験を重ね、地域の魅力に触れ、愛着を深めることができる内容であること。
- ・原則久万高原町内での宿泊を伴う行程とすること。やむを得ず町内での宿泊が盛り込めない場合には、その理由と代替案を示すこと。

② 開催場所

久万高原町内

③ 参加者

上記(1)の大会参加者で、久万高原町外に居住する方

※人数はおおむね20名程度を想定

④ その他

- ・スケジュール、体験メニュー及び体験場所について具体的に提案すること。
- ・移動及び宿泊に関しては、可能な限り協力を得る企業・団体の候補を明記すること。
- ・登録旅行業者の協力を得ること。
- ・参加者の募集スケジュール及び方法を明記すること。有料の媒体を使用する場合は使用予定の媒体名を記載すること。
- ・将来にわたって持続可能な取組みとするため、参加者の飲食及び宿泊に係る経費は本委託事業費に含めず、別途参加者から徴収すること。その際、ツアー参加料金として一括で徴収することや飲食及び宿泊以外の必要経費について徴収することは差し支えない。

(3) その他

- ・上記(1)及び(2)について、必要十分な参加者を確保することを目的に任意の媒体で告知及び募集を実施する。
- ・上記(1)の開催日時及び場所を選定する際には、(2)の目的及び実現可能性を十分に考慮する。
- ・参加者を対象としたアンケートを実施する。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な事業内容について、必要に応じて、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託事業完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、

又は報告を求めることができる。

- (4) 愛媛県は、事業実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 再委託の可否

受託者は、事業の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、契約書内様式第1号を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本事業で得られた成果（制作物の著作権及び使用权）は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ①本事業に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本事業以外の目的で使用しない。
- ②本事業に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本事業で知り得た事業上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上での個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議すること。

9 その他

- (1) 本事業に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定する。
- (2) 事業の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。